

富士市稼ぐ力起業支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は地域課題の解決を目的として新たに社会的事業を富士市内で起業する者等に対し、必要な経費の補助金の交付について富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 個人事業の開業届出又は法人の設立を行うことをいう。
- (2) 事業承継 経営者の交代又は事業再編や事業統合により事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 第二創業 事業再構築指針（中小企業庁令和3年3月17日制定）における事業転換又は業種転換をいう（ただし、売上高構成比要件は適用しない）。
- (4) 法人 株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等をいう。
- (5) 地域課題 次に掲げるいずれかの分野に該当する課題をいう。
 - ア 保健・医療・福祉の増進
 - イ 子育て支援
 - ウ 防災・減災対策
 - エ まちづくり・地域活性化
 - オ 環境関連
- (6) 社会的事業 次に掲げる全ての事項に該当する地域課題の解決に資する事業をいう。
 - ア 我が国の地域社会が抱える課題に資すること（社会性）
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - ウ 地域課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと（必要性）
 - エ 市町、商工会議所、商工会、金融機関等、地域の機関・団体等と連携して実施することが見込まれる事業であること（地域連携）
 - オ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

(1) 以下のいずれかに該当する者

ア 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに起業により個人事業又は法人の代表者となる者（以下、「新たに起業する者」という。）

ただし、令和8年4月7日より前に既に起業し個人事業又は法人の代表者となっている者のうち、既存事業とは異なる事業を新たに起業し、個人事業又は法人の代表者となる者も対象となる。

イ 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに事業承継により、個人事業又は法人の代表者となる者、若しくは事業承継により事業を引き継ぐ予定の個人事業又は法人の代表者

ウ 令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに第二創業をする個人事業又は法人の代表者（以下、イ及びウを併せ「事業承継又は第二創業をする者」という。）

(2) 静岡県内に居住している者、又は、本事業の補助事業期間完了日までに静岡県内に居住することを予定している者であること。

(3) 富士市内で起業、事業承継又は第二創業をする者であること。

(4) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

(5) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

(6) 対象事業を実施する者が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第1号に規定する会社の場合は、次の項目に該当しないこと。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者」以外の企業（以下、「大企業」という。）

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

ウ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

エ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。

- (1) 新たに起業する者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業であること。
事業承継又は第二創業をする者にあつては、地域課題の解決を目的とした社会的事業でありSociety 5.0 (AIやIoT等の未来技術を活用した新たな社会システムづくり)に関連する事業であること。
- (2) 富士市内で実施する事業であること。
- (3) 新たに起業する者にあつては、令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに新たに起業する事業であること。
事業承継又は第二創業をする者にあつては、令和8年4月7日以降、本事業の補助事業期間完了日までに事業承継又は第二創業により実施する事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。
- (6) 富士市地域産業支援センターにて、第1項から第5項まで該当するかの確認を得た事業であり、かつ、別途定める審査により認められたもの。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を上限とする。

(補助事業期間)

第6条 補助事業期間は、交付決定日から令和9年1月31日までとする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は以下とする。なお、補助対象経費の詳細については、別に定めるものとする。

- (1) 人件費区分
 - ア 直接人件費
 - ・補助事業に直接従事する従業員(パート、アルバイトを含む)に対する給与、賃金。
ただし、代表者、役員等の人件費を除く。
- (2) 事業費区分
 - ア 店舗等借料
 - ・事業遂行に必要な県内の店舗・事務所・駐車場等の賃借料、共益費、仲介手数料

イ 設備費

- ・事業遂行に必要な県内の店舗・事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・事業遂行に必要な県内で使用する機械装置・工具・器具・備品の購入費用
ただし、不動産購入費、車両購入費等は対象外とする

ウ 原材料費

- ・事業遂行に必要な試作品、試供品及びサンプル品の製作に係る費用

エ 借料

- ・事業遂行に必要な県内で使用する機械装置や器具備品等のリース料及びレンタル料

オ 知的財産権等関連経費

- ・事業遂行に必要な知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得に関連する費用

カ 謝金

- ・事業遂行に必要な専門家等に支払われる費用

キ 旅費

- ・事業遂行に必要な国内出張費用（交通費・宿泊費）

ク 外注費

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するための費用

コ 委託費

- ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するための費用

サ マーケティング調査費

- ・事業遂行に必要な市場調査費（外部人材の活用を含む）、市場調査に要する郵送料及びメール便等費用

シ 広報費

- ・事業遂行に必要な販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費及び展示会出展費用

(交付申請)

第8条 交付申請は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

- オ 住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- カ 納税証明書（市税等の滞納がないことの証明）
- キ （既に法人の場合）履歴事項全部証明書、定款の写し、直近の決算書
- ク （既に個人事業主の場合）開業届の写し、直近の確定申告書
- ケ （事業承継・第二創業の場合）既存事業の概要が分かる資料、廃業届（承継の場合）等
- コ 別に市が必要とする添付書類

(2) 提出期限

令和8年6月30日まで

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付の決定をし、富士市稼ぐ力起業支援金交付通知書（様式第13号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、交付決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 事業期間中は地域産業支援センターにて、定期的に面談を行うこと。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、事務局が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、処分する財産の残存価格若しくは処分により得た収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助対象者名、所在市町、事業テーマ、事業概要等を公表することを了承すること。

- (7) 補助事業に係る事業内容の発表に関して、市長から指示があった場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果あるいは、県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないこと。
- (9) 特許権等知的財産権の実施あるいは譲渡等によって相当の収益を得たと市長が認めた場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (10) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の事業状況について成果報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならないこと。
- (11) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、市が必要であると判断した場合、いかなる理由であっても、調査・検査に対応しなければならないこと。また、会計検査院等の実地検査により、起業支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要があること。
- (12) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (13) 補助事業期間内において、補助事業に関し、他の補助制度による補助金を受ける場合は、対象経費が重複しないこと。
- (14) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合には、財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出して承認を得なければならない。
- (15) 補助事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第7号）により、また、事業を廃止する場合は、事業廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならないこと。
- (16) 次に掲げる事項の一に該当すると市が認めた場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消される場合があること。また、すでに補助金が交付されているときは、市に返還しなければならない場合があること。
 - ア 補助事業を中止、廃止及び縮小した場合
 - イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施できない場合
 - ウ 交付申請書に記載の目的用途以外に補助金を使用した場合
 - エ 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合
 - オ 確定のための検査を受けることができない場合

カ 補助事業が完了した日の属する年度及びその年度終了後1年以内に売上の計上がない
など、実態として、補助を受けた事業を実施していないと判断された場合

キ 補助事業期間及び補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、第3
条及び第4条に定めた条件から逸脱した場合

ク (1)から(14)までの各項の条件に反する場合

(軽微な変更)

第11条 第10条の(2)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

(1) 経費配分の変更

第7条の補助対象経費に定める人件費及び事業費の区分において、経費の額の20パー
セント以内の変更

(2) 事業内容の変更

補助事業の実施過程で生じた事情変化による事業方法又は手段の部分的な変更
(変更承認申請)

第12条 事業計画の変更承認は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

ア 事業計画変更承認申請書(様式第9号)

イ 変更事項を具体的に説明する書類

(2) 提出期限

変更事項が発生した日から起算して15日以内

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市稼ぐ力起業支
援金変更承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(中間状況報告)

第13条 中間状況報告は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。また、市長
は、補助事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、必要に応じて補
助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(1) 提出書類

ア 中間状況報告書(様式第10号)

イ 支出済み補助対象経費検査用資料

(2) 提出期限

令和8年11月10日まで

(実績報告)

第14条 実績報告は、次に掲げる事項により、市長宛に行うものとする。

(1) 提出書類

- ア 実績報告書(様式第11号)
- イ 添付書類
- ウ 別に市が必要とする添付書類

(2) 提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日まで

(補助金額の確定)

第15条 市長は、第14条の報告を受けたときは、その内容の審査及び現地検査により、補助事業の実績が補助金に適した内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、富士市稼ぐ力起業支援金交付確定通知書(様式第15号)により申請者に通知するものとする

(補助金の支払い)

第16条 補助金の支払いは、第15条の規定による補助すべき額を確定した後に、これを行うものとする。

(請求の手続)

第17条 市長は、第16条の補助金の支払いを行うときは、次に掲げる事項により、市長宛に請求を受けて、これを行うものとする。

(1) 提出書類

請求書(様式第12号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内

(立入検査等)

第18条 市長は、必要があると判断したときは、市職員等に事務所、店舗等関係場所に立ち入らせ、帳簿書類、その他の物件等についての調査・検査をさせることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
氏 名
T E L
E - M a i l

印

富士市稼ぐ力起業支援金交付申請書

富士市稼ぐ力起業支援金における下記補助事業を実施したいので、富士市稼ぐ力起業支援金要領第8条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業テーマ名 _____
2. 創業に要する費用(全体) _____ 円
3. 富士市稼ぐ力起業支援金 交付申請額 _____ 円

富士市稼ぐ力起業支援金 事業計画書

1. 申請区分 ※該当する区分に○印を付してください。

(A) 新たに起業する方	(B) 事業承継を行う方	(C) 第二創業を行う方
--------------	--------------	--------------

2. 事業テーマ名 _____

3. 申請者概要

ふりがな 氏名		性別	男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
連絡先	住所	〒 _____			
	TEL			FAX	
	E-mail				
現在の職業 (該当に○)	1. 会社役員 2. 個人事業主 3. 会社員 4. 専業主婦・主夫 5. パートタイマー・アルバイト 6. 学生 7. その他 ()				
※移住予定者 の方のみ	静岡県内での居住開始予定時期：令和 年 月 日				
	静岡県内での居住予定住所： 移住就業支援補助金の申請予定：あり・なし (該当に○)				
他の事業 との兼務	申請時に他の事業を営んで (いる・いない) (該当に○)				配偶者
	事業所名： 役 職：				
学 歴 ・ 職 歴	(学歴)				
	年 月				
	年 月				
	(職歴)				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
【アピールポイント】(資格、受賞経歴等)					

4. 起業概要

(申請区分が事業承継の方は「事業承継の概要」、第二創業の方は「第二創業の概要」を記載してください。)

※選択枝の場合は該当箇所に○を付けてください

開業・法人等設立日(予定日) ※開業届出日・法人登記日	令和 年 月 日 (屋号・企業名等：)
事業形態(予定)	1. 個人事業 2. 株式会社 3. 合同会社 4. 合名会社 5. 合資会社 6. 企業組合 7. 協業組合 8. 特定非営利法人(NPO) 9. その他 ()
資本金又は出資金(予定) ※法人設立の場合	千円 (申請者の出資比率： %) (うち、大企業からの出資額： 千円)
開業地・登記住所(予定)	〒
事業実施場所(予定) ※店舗・事務所等	〒
	物件所有者：1. 申請者本人 2. 三親等以内の親族 3. 第三者 物件契約状況：1. 契約済 2. 相談中 3. 探索中 4. その他 ()
業種	日本標準産業分類中分類 業種名：
フランチャイズ契約の有無	1. 有り 2. 無し
本事業実施に必要な許認可・免許等 ※必要な場合は、記載	許認可・免許等の名称： 取得見込み時期：令和 年 月 日
	許認可・免許等の名称： 取得見込み時期：令和 年 月 日
従業員数等(予定)	合計： 名 (内訳) ①役員： 名 (うち大企業の役員又は職員を兼ねている者： 名) ②従業員： 名 ③パート・アルバイト： 名

※公募開始日以降、本申請書提出までに開業届出または法人設立が完了している場合は、各項目の「(予定)」を二重線で消してください。

事業承継の概要（申請区分が(B)事業承継の方は、記載してください。）

承 継 前		承 継 後	
事業所名		事業所名	
所在地		所在地	
資本金 ※法人の場合		資本金 ※法人の場合	
代表者	役職： 氏名：	代表者	役職： 氏名：
申請者と代表者との関係	1. 親族（子・兄弟・従兄弟） 2. 従業員 3. 第三者	/	
承継方法	1. 経営者交代 2. M&A		
承継時期（予定）	令和 年 月 日		
業 種		業 種	
主たる事業		主たる事業	

第二創業の概要（申請区分が(C)第二創業の方は、記載してください。）

第 二 創 業 前		第 二 創 業 後	
業 種		業 種	
主たる事業		主たる事業	

5. 事業内容

<p>(1) 地域課題分野（該当する分野に○印を付してください。）</p> <table><tr><td>ア 保健・医療・福祉の増進</td><td>イ 子育て支援</td></tr><tr><td>ウ 防災・減災対策</td><td>エ まちづくり・地域活性化</td></tr><tr><td>オ 環境関連</td><td></td></tr></table>	ア 保健・医療・福祉の増進	イ 子育て支援	ウ 防災・減災対策	エ まちづくり・地域活性化	オ 環境関連	
ア 保健・医療・福祉の増進	イ 子育て支援					
ウ 防災・減災対策	エ まちづくり・地域活性化					
オ 環境関連						
<p>(2) 事業背景（地域課題の説明）</p>						
<p>(3) 事業の目的・ねらい（本事業にて実現したいこと）</p>						
<p>(4) 具体的な内容</p> <p>【社会的事業に該当する理由】</p> <p>ア 社会性</p> <p>イ 事業性</p> <p>ウ 必要性</p> <p>エ 地域連携</p>						

(5) 期待される事業実施効果（波及効果）

(6) 導入するデジタル技術とその活用方法及び効果（デジタル技術の活用）

(7) 申請者の事業に対する優位性（知識、経験、人脈、熱意等）

※申請区分が(B)事業承継の方、(C)第二創業の方は、記載してください。

(8) 申請事業がSociety5.0関連業種等である理由

※申請区分が(c)第二創業の方は、記載してください。

(9) 既存事業と申請事業との違い

(10) 採択後の事業スケジュール（採択後2年間に取り組む事業内容と実施時期）

実施時期		取り組む内容
1年目	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
2年目	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	
	令和 年 月	

(11) 売上・利益等計画

	1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	5年目 (年 月～ 年 月)
①売上高 *1	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価 *2	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①- ②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売管理費 *3	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③-④)	千円	千円	千円	千円	千円
従業員数	人 (内パート・アルバイト 人)	人 (内パート・アルバイト 人)	人 (内パート・アルバイト 人)	人 (内パート・アルバイト 人)	人 (内パート・アルバイト 人)

○*1 売上高の計算根拠

○*2 売上原価の計算根拠

○*3 販売管理費の計算根拠

(12) 資金計画 (補助対象経費を含め、起業に必要となる経費全額と調達方法を記載してください。※概算で可。)

必要資金		金額 (円)	調達方法	金額 (円)
設備資金	(内容)		自己資金	
			借入金 (調達先を記載)	
			補助金 (補助金名を記載) ・富士市稼ぐ力起業支援金	
設備資金の合計 (a)				
運転資金	(内容)		その他	
運転資金の合計 (b)				
合計 (a+b)			合計	

借入金 調達状況 (借入を行う場合には現在の調達状況を記載してください。)

借入先	状況

6. 交付申請額 経費明細

(1) 総括表

科 目	金 額(円) ※消費税抜
(補助対象経費)	
①直接人件費	
人件費区分計 (a)=①	
②店舗等借料	
③設備費	
④原材料費	
⑤借料	
⑥知的財産権等関係経費	
⑦謝金	
⑧旅費	
⑨外注費	
⑩委託費	
⑪マーケティング調査費	
⑫広報費	
事業費区分計 (b)=②~⑫	
補助対象経費計 (c)=(a)+(b)	
支援金交付申請額(d)=(c)/2 千円未満切捨て 上限 200 万円	

(2) 科目別支出予算内訳

(※各科目は、6. (1) 総括表の科目の金額と一致させてください)

①直接人件費

項目	単価・日数等金額根拠	金額(円) ※消費税抜	対象人物
計			

②店舗等借料

項目	家賃・月数等金額根拠	金額(円) ※消費税抜	借入先名
計			

③設備費

項目	目的・詳細、金額根拠	金額(円) ※消費税抜	購入先名
計			

④原材料費

項目	単価・数量等金額根拠	金額(円) ※消費税抜	使用目的
計			

⑤借料

項目	目的・詳細、金額根拠	金額(円) ※消費税抜	借入先名
計			

⑥知的財産権等関連経費

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	依頼先名
計			

⑦謝金

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	依頼先名
計			

⑧旅費

項目	単価・数量等金額根拠	金額(円) ※消費税抜	目的
計			

⑨外注費

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	外注先名
計			

⑩委託費

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	委託先名
計			

⑪マーケティング調査費

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	依頼先名
計			

⑫広報費

項目	目的・詳細・金額根拠	金額(円) ※消費税抜	依頼先名
計			

富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ）コーディネーター確認欄

※コーディネーターがサインもしくは押印してください。

上記内容で確認しました。

コーディネーター氏名：

様式第3号（第8条関係）

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

（宛先） 富士市長

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴市への申込みが拒絶され、又は、申込みに基づく決定が取り消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴市との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴市の信用を棄損し、又は貴市の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第4号（第8条関係）

誓約書

（宛先） 富士市長

私は、貴市へ富士市稼ぐ力起業支援金交付の申請をするに当たり、虚偽の申請、虚偽の事業執行等不正行為は行いません。

万一、貴市から虚偽の申請、虚偽の事業執行、報告等不正行為と判断された場合は、一切私の責任とし、故意、過失にかかわらず、決定の取り消し、補助金の返還、損害賠償金の支払い等貴市の指示に全て従い、異議申し立てをせず、行います。

また、補助事業において取得価格が単価50万円（税抜）以上の財産は、法定耐用年数内において、市の承認なく処分（売却、廃棄等）を行いません。市の承認の上、処分を行う際の財産について、残存価格を有している場合は、返納を行います。

なお、補助金に係る関係情報について、富士市地域産業支援センター（Beパレットふじ）コーディネーターとの情報共有を許可し、異議申し立てをいたしません。

年 月 日

住 所

氏 名

⑨

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所
氏 名
T E L
E-M a i l
⑩

成果報告書

年度に補助金交付決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業に関する 年度分の成果状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業テーマ名 _____

2 事業実績

①売上高

_____円（※1年間の売上を記入してください）
（ 年4月～ 年3月） （1ヶ月平均：_____円）

※事業承継の方又は第二創業の方は以下の項目もご記入ください。

内 Society5.0 に関連する事業にかかる売上高 _____円

②従業員数

_____名（※社長・事業主だけの場合は0名とお答えください）
（内 正社員_____名 パート・アルバイト_____名）

※事業承継の方又は第二創業の方は以下の項目もご記入ください。

内 Society5.0 に関連する事業に従事する従業員数 _____人

次頁に続く

3 事業に関する課題

--

4 今後の見通し

--

5 補助金利用による財産の確認（※補助金により取得した財産を記入してください）

区分	具体的な内容	使用状況
設備等		使用している・使用していない
		使用している・使用していない
		使用している・使用していない
		使用している・使用していない
		使用している・使用していない
知的財産権		使用している・使用していない
		使用している・使用していない
		使用している・使用していない

※知的財産権の具体的な内容は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の区分と具体的な内容を記入してください。

※行数が足りない場合には適宜行を追加して記入してください。

○「使用していない」と回答した方は具体的な状況を記入してください。

--

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

氏 名

㊟

財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業にて取得した財産について、下記理由によりに処分をしたいので、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第10条の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

なお、富士市稼ぐ力起業支援金の対象とした財産の処分については市の承認後に実施することとし、財産を処分した際には市の指示に従い、補助金相当額を返還します。

記

財産処分の内容 ※別添「財産管理台帳」参照

1 財産処分の理由

2 micod.chicchi@gmail.com 添付書類

・ 財産管理台帳

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

氏 名

㊟

事業中止承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業について、下記理由により事業を一時中止したいので、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第10条の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

なお、富士市稼ぐ力起業支援金の対象として取得した財産については、中止期間中において、適切に管理します。

記

- 1 中止内容
- ア 補助対象事業の中止
 - イ 補助対象事業の一部中止（ ）
※中止する事業を括弧の中に記載する
 - ウ その他（ ）
※該当する項目に丸を付ける

2 事業中止予定期間 年 月 ～ 年 月

3 事業中止理由

--

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

氏 名

印

事業廃止承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業について、下記理由により事業を廃止したいので、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第10条の規定に基づき関係書類を添えて届け出ます。

なお、富士市稼ぐ力起業支援金の対象とした財産の処分については事務局の承認後に実施することとし、財産を処分した際には事務局の指示に従い、補助金相当額を返還します。

記

- 1 廃業種別
- ア 法人解散／廃業届提出
 - イ 補助対象事業の廃止
 - ウ 補助対象事業の一部廃止（ ）
※中止する事業を括弧の中に記載する
 - エ その他（ ）
- ※該当する項目に丸を付ける

2 事業廃止予定日 年 月 日

3 事業廃止理由 ※廃業種別で「ウ 補助対象事業の一部廃止」を選択した場合は廃止する事業内容も明記してください

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

氏 名

㊟

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 事業テーマ名

2 計画の変更事項 事業内容の変更 ・ 経費配分の変更 ・ 経費の減額

※ ○印を付してください

3 変更内容

4 変更理由

（注）変更内容は、事業実施計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

（注）変更理由は、「3. 変更内容」で記載した各項目についてなぜ変更するのか、理由等を含めて記載すること。

○経費配分の変更・経費の減額（※経費配分の変更・経費の減額の場合記入）

経費区分		変更前 (消費税抜金額) (円)	変更後 (消費税抜金額) (円)	変更比率 (%)	変更後の内訳（変更した経費区分のみご記入ください。）
I 人件費	①直接人件費				
	人件費区分の計 (a)				
II 事業費	①店舗等借料				
	②設備費				
	③原材料費				
	④借料				
	⑤知的財産権等関係 経費				
	⑥謝金				
	⑦旅費				
	⑧外注費				
	⑨委託費				
	⑩マーケティング 調査費				
	⑪広報費				
	事業費区分の計 (b)				
補助対象経費の合計額(c) (c=a+b)					
補助金交付申請額(d)=(c)/2 千円未満切捨て 上限 200 万円					

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
氏 名

㊟

中間状況報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業における中間状況について、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第13条の規定に基づき関係書類を添えて報告します。

記

※以下の項目における10月末日現在の状況に○を付して、詳細をご記入ください。

項目	状況	詳細
開業・法人設立について ※申請区分が（A）新たに起業する方はご記入ください。	済	①開業届日・法人設立登記日：元号 年 月 日 ②個人→屋号/法人→法人名： ③事業所在地：
	未	開業予定日・法人設立登記予定日：元号 年 月 日
事業承継について ※申請区分が（B）事業承継の方はご記入ください。	済	①事業承継を実施した日：元号 年 月 日 ②事業承継後の事業所名 個人→屋号/法人→法人名： ③事業承継後の事業所在地：
	未	事業承継予定日：元号 年 月 日
第二創業について ※申請区分が（C）第二創業の方はご記入ください。	済	第二創業実施日 定款を変更した日：元号 年 月 日
	未	第二創業実施予定日 定款を変更予定日：元号 年 月 日
許認可・免許等の取得について	不要	
	必要	取得済 取得日：元号 年 月 日 未取得 取得予定日：元号 年 月 日
現状の課題について	無	
	有	
当初計画時から変更箇所について	無	
	有	
売上高について	無	
	有	年 月～10月末日現在 売上高： (千円)
従業員の雇用について	無	
	有	年10月末日現在 従業員数 正社員： 名 パート・アルバイト： 名

○添付書類：富士市稼ぐ力起業支援金 経費執行状況一覧

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所
氏 名

印

実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けた富士市稼ぐ力起業支援金事業が完了したので、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第14条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業テーマ名 _____

2 事業完了年月日 年 月 日

3 事業概要

(1) 開業・設立状況等（「状況」に○印を付け、該当項目を記入してください）

項目		詳細	
開業・法人設立について ※申請区分が(A)新たに起業する方はご記入ください。		①開業届日・法人設立登記日： 年 月 日 ②個人→屋号/法人→法人名： ③事業所在地：	
事業承継について ※申請区分が(B)事業承継の方はご記入ください。		①事業承継を実施した日： 年 月 日 ②事業承継後の事業所名 個人→屋号/法人→法人名： ③事業承継後の事業所在地：	
第二創業について ※申請区分が(C)第二創業の方はご記入ください。		第二創業実施日 定款を変更した日： 年 月 日	
許認可・免許等の取得について	状況	取得（取得見込時期）	名称
	不要		
	必要	取得済 取得日： 年 月 日	
		未取得 取得予定日： 年 月 日	
フランチャイズ契約締結について	不要		
	必要	締結済 締結日： 年 月 日	
		未締結 締結予定日： 年 月 日	
県内移住について	済	①移住場所 住所（ ） ②移住年月日： 年 月 日	
	未済		

(2) 事業の実績

①売上高

_____円（※事業開始日からの数字をお答えください）

（ 年 月～ 年 月）（1ヶ月平均：_____円）

※申請区分が(B)事業承継又は(C)第二創業の方は以下もご記入ください。

内 Society5.0に関連する事業にかかる 売上高 _____円

②従業員数

_____名（※社長・事業主だけの場合は0名とお答えください）

（内 正社員_____名 パート・アルバイト_____名）

※申請区分が(B)事業承継又は(C)第二創業の方は以下もご記入ください。

内 Society5.0に関連する事業に従事する従業員数 _____人

③実施事業の概要

--

④具体的な実績・成果

--

⑤現在の課題

--

⑥今後の見通し

--

4 補助対象経費明細

経費区分		補助対象経費 (消費税抜金額) (円)
I 人件費	①直接人件費	
	人件費区分の計 (a)	
II 事業費	①店舗等借料	
	②設備費	
	③原材料費	
	④借料	
	⑤知的財産権等関係経費	
	⑥謝金	
	⑦旅費	
	⑧外注費	
	⑨委託費	
	⑩マーケティング調査費	
	⑪広報費	
	事業費区分の計 (b)	
補助対象経費の合計額(c) (c=a+b)		
補助金交付請求額(d)=(c)/2 千円未満切捨て 上限 200 万円		

5 起業に要した経費の総額

※起業する際に係った総費用（補助対象経費外も含む）をご記入ください。

添付書類

区分	提出する必要がある書類
申請区分が (A) 新たに起業する方	(1)個人事業として開業した場合 ・ 税務署に提出した開業届の写し (2)法人を設立した場合 ・ 法人設立届、履歴事項全部証明書
申請区分が (B) 事業承継の方	承継者が個人事業主(※) (1)法人から事業譲渡された場合 ・ 事業譲渡契約書の写し (2)個人事業主から事業譲渡された場合 ・ 事業の譲渡の旨が記載された被承継者の廃業届の写し ・ 事業の譲り受けの旨が記載された承継者の開業届の写し (3)法人株式を譲渡された場合 ・ 株式譲渡契約書の写し ・ 被承継法人における株式譲渡前及び株式譲渡後の株主名簿 (※) 申請時に開業していない場合は、上記に加えて承継者の開業届の写し
	承継者が法人 (1)同一法人で代表者が交代した場合 ・ 履歴事項全部証明書 (2)事業譲渡の場合 ・ 事業譲渡契約書の写し (3)吸収合併、吸収分割の場合 ・ (吸収合併の場合) 被承継法人の閉鎖事項全部証明書 ・ (吸収分割の場合) 被承継法人の履歴事項全部証明書 ・ 承継法人の履歴事項全部証明書 ・ 承継法人の承継前及び承継後の株主名簿 (4)株式交換、株式譲渡の場合 ・ 株式交換契約書又は株式譲渡契約書の写し ・ 被承継法人と承継法人それぞれの承継前と承継後の株主名簿 (5)新設合併、株式移転 ・ (新設合併の場合) 被承継法人の閉鎖事項全部証明書 ・ 承継法人の履歴事項全部証明書 ・ (新設合併の場合) 被承継法人の消滅前の株主名簿 ・ (株式移転の場合) 被承継法人の承継前及び承継後の株主名簿 ・ 承継法人の承継後の株主名簿 (6)被承継者が個人事業主の場合 ・ 法人新設の場合は履歴事項全部証明書 ・ 事業の譲渡の旨が記載された被承継者の廃業届 ・ 事業譲渡契約書
申請区分が (C) 第二創業の方	・ 新たな事業分野に進出したことを証する書類 (定款・・必須、組織変更図、パンフレット等)
静岡県外から移住した方	・ 住民票の写し (原本)

(注) 住民票、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書等の公的書類は発行から3か月以内のものに限る

様式第12号（第17条関係）

富士市稼ぐ力起業支援金交付請求書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
請求者 氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第17条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請求額	円
備考	

振込口座情報

金融機関名	銀行等名	支店名
口座種類	1. 普通 2. 当座 3. その他	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	

※口座名義人は、請求者と同一にしてください。

富士市稼ぐ力起業支援金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付で申請のあった富士市稼ぐ力起業支援金交付について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
-----------	---

- 交付の条件
- 1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 2 事業期間中は地域産業支援センターにて、定期的に面談を行うこと。
 - 3 交付決定を受けた事業の結果について、事業の完了後速やかに実績報告書を提出すること。
 - 4 補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、補助金に係る収支に関する帳簿をそろえ、毎年度市へ報告すること。
 - 5 補助事業により取得した備品等については、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならないこと。
 - 6 本事業の実績については、市が必要に応じて公開することに承諾すること。
 - 7 市長は、補助金を目的外に使用したとき、虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき並びに補助金の交付決定内容及び法令等に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - 8 上記の外、富士市稼ぐ力起業支援金交付要領第10条に定める交付の条件を遵守すること。

富士市稼ぐ力起業支援金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市稼ぐ力起業支援金に係る事業の変更について、
次のとおり承認したので通知します。

承認内容	
その他	

様式第15号（第15条関係）

富士市稼ぐ力起業支援金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長

印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市稼ぐ力起業支援金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
備 考	